

認定番号（施設予約システムID）	
------------------	--

生涯学習活動団体認定申請書

年 月 日

（あて先）春日井市長

住 所 _____

申請者
（団体代表者）氏 名 _____

電 話 _____

春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱第3条の規定に基づき、生涯学習活動団体の認定を申請します。

ふりがな						
団体名称						
団 体 所 在 地						
団 体 代 表 者	ふりがな			年齢		
	氏 名					
	住 所	〒				
	電 話 番 号					
	F A X 番 号					
	E メール					
団 連 絡 体 先	ふりがな					
	氏 名					
	住 所					
	電 話 番 号					
	F A X 番 号					
	E メール					
認定開始日						
会 員 数	男		女		合計	(市内)
指 導 者	ふりがな					
	氏 名					
	住 所					
	謝 礼	月額				円
活 動 内 容						

生涯学習活動団体認定証

認 定 番 号			
主 な 利 用 施 設			
発 行 区 分	新 規 ・ 継 続 ・ 再 発 行		
ふ り が な			
団 体 名 称			
団 体 所 在 地			
団 体 代 表 者	ふ り が な		
	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
認 定 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで

この団体は、上記認定期間における春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱による生涯学習活動団体であることを証明します。

年 月 日

春日井市長

印

認定証に関する注意事項

- 1 認定申請書に記載した事項に変更があったときは、変更の届け出が必要です。
- 2 団体の活動を停止したとき又は団体を解散したときは、活動停止の届け出が必要です。
- 3 この認定証は、大切に保管してください。また、他の団体に貸与しないでください。万一紛失したときは、すみやかに利用施設へ届け出てください。
- 4 生涯学習活動団体は、次の施設の使用料が2分の1減額されます。利用申請時に必ずこの認定証を提示してください。

味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、東部公民館、市民活動支援センター

施設利用に関する注意事項

- 1 鍵の受け取り時には、必ず施設の利用許可書を提示してください。
- 2 使用する日の属する月の2月前の初日から使用しようとする日（市民活動支援センターを除く施設で利用区分が夜間を含むときは、使用しようとする日の3日前）まで利用申込ができます。主な利用施設（市民活動支援センターを除く。）では、1月当たり2回まで、使用しようとする日の属する月の3月前から利用申込ができます。
- 3 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 4 使用許可を受けた後でも、公的事業等の関係で、やむを得ず変更又は取消しをお願いすることがあります。
- 5 その他施設の利用にあたっては、条例、規則を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

第2号様式（第4条関係）

生涯学習活動団体認定証

認定番号		
主な利用施設		
発行区分	新規 ・ 継続 ・ 再発行	
ふりがな		
団体名称		
団体所在地		
団体代表者	ふりがな	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

この団体は、上記認定期間における春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱による生涯学習活動団体であることを証明します。

年 月 日

春日井市長

印

認定証に関する注意事項

- 1 認定申請書に記載した事項に変更があったときは、変更の届け出が必要です。
- 2 団体の活動を停止したとき又は団体を解散したときは、活動停止の届け出が必要です。
- 3 この認定証は、大切に保管してください。また、他の団体に貸与しないでください。万一紛失したときは、すみやかに利用施設へ届け出てください。
- 4 生涯学習活動団体は、次の施設の使用料が2分の1減額されます。利用申請時に必ずこの認定証を提示してください。

味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、東部公民館、市民活動支援センター

施設利用に関する注意事項

- 1 鍵の受け取り時には、必ず施設の利用許可書を提示してください。
- 2 使用する日の属する月の2月前の初日から使用しようとする日（市民活動支援センターを除く施設で利用区分が夜間を含むときは、使用しようとする日の3日前）まで利用申込ができます。主な利用施設（市民活動支援センターを除く。）では、1月当たり2回まで、使用しようとする日の属する月の3月前から利用申込ができます。
- 3 利用時間には、準備及び後片付けの時間を含みます。
- 4 使用許可を受けた後でも、公的事業等の関係で、やむを得ず変更又は取消しをお願いすることがあります。
- 5 その他施設の利用にあたっては、条例、規則を遵守し、施設管理者の指示に従ってください。

生涯学習活動団体認定却下通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました生涯学習活動団体の認定については、次の理由により認定できないので通知します。

申請内容	ふりがな					
	団体名称					
	団 体 所 在 地					
	団 体 者 代 表 者	ふりがな				
		氏 名				
		住 所				
		電 話 番 号				
	認定開始日					
会 員 数	男		女		合計	(市内)
活 動 内 容						
認定できない理由						

生涯学習活動団体変更届

年 月 日

(あて先)春日井市長

届出者 (団体代表者)	団体名	_____
	住 所	_____
	氏 名	_____
	電 話	_____

春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

認定番号	
変更年月日	

変更事項	変 更 前	変 更 後

生涯学習活動団体活動停止等届

年 月 日

（あて先）春日井市長

届出者 (団体代表者)	団体名	_____
	住所	_____
	氏名	_____
	電話	_____

春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり団体の活動停止等を届け出ます。

認定番号	_____	
ふりがな	_____	
団体名称	_____	
団 体 所 在 地	_____	
団 体 代 表 者	ふりがな	_____
	氏 名	_____
	住 所	_____
	電話番号	_____
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

生涯学習活動団体認定証紛失届兼再発行申請書

年 月 日

（あて先）春日井市長

届出者 (団体代表者)	団体名	_____
	住所	_____
	氏名	_____
	電話	_____

春日井市生涯学習活動団体の認定に関する要綱第6条第3項の規定に基づき、認定証を紛失したので、認定証を再発行してください。

認定番号	_____	
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
ふりがな	_____	
団体名称	_____	
団 体 所 在 地	_____	
団 体 代 表 者	ふりがな	_____
	氏 名	_____
	住 所	_____
	電話番号	_____

生涯学習活動団体認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

印

次の理由により生涯学習活動団体の認定を取り消しましたので通知します。速やかに認定証を利用施設へ返却してください。

認定番号		
認定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
認定取消日		
ふりがな		
団体名称		
団 体 所 在 地		
団 体 代 表 者	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
認 定 を 取 り 消 す 理 由		